

福井県報

第 2944 号
平成30年
8月3日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

(※は、県例規集登載事項)

告示

- 有害な図書等の指定(三三三・県民安全課)……………一
- 保安林の指定の解除の予定(三三四・森づくり課)……………二

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(五件・女性活躍推進課)……………二
- 基本測量の実施(土木管理課)……………三
- 公共測量の実施(同)……………三
- 公共測量の終了(二件・同)……………三
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(六九)……………四
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(七〇)……………四
- 政治団体の解散の届出(七一)……………五
- 資金管理団体の指定の届出(七二)……………六
- ※公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示(七三)……………六

告示

福井県告示313号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第11条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な図書等として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月3日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成30年7月19日

雑誌等

図書等名	雑誌番号等	製作所、発行所等名
スケベがやめられない熟女妻	ISBN 978-4-86630-189-1	発行元 株式会社トップ・ページ ヤル
柔肌まさぐる夜這い	雑誌09038-7	発行所 ミリオン出版株式会社 発売元 株式会社大洋図書
ホントにあった激エロ話 肉林SEX編	ISBN 978-4-86630-190-7	発行元 株式会社トップ・ページ ヤル

疼く恥辱妻	ISBN 978-4-86511-857-5	発行所 ライオンエイ出版株式会社
妄撮ハズニンゾウ SCOOP I	ISBN 978-4-8023-0437-5 雑誌コード66236-37	発行所 株式会社ダイアプレス 発行元
激エロイイ女	ISBN 978-4-86630-179-2	株式会社トッパ・ページ ヤル
ナマ中出し不倫動画流出	ISBN 978-4-86511-860-5	発行所 ライオンエイ出版株式会社
ズボット！素人生ハメ！	ISBN 978-4-86511-933-6	発行所 ライオンエイ出版株式会社
人妻絶叫アケメ	雑誌68519-99 ISBN 978-4-8130-2599-3	発行所 ミリオン出版株式会社 発売元 株式会社大洋図書

福井県告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成30年8月3日

福井県知事 西川 一誠

- 解除予定保安林の所在場所
今立郡池田町小畑67字北宮ノ谷1の2から1の4までおよび2の7（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）ならびに2の3から2の5まで
- 保安林として指定された目的
なだれの防止
- 解除の理由
道路用地とするため。
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月3日

福井県知事 西川 一誠

- 申請のあった年月日
平成30年7月25日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称
特定非営利活動法人さばえNPOサポート

(2) 代表者の氏名
八田 登輔男

(3) 主たる事務所の所在地
福井県鯖江市長泉寺町1丁目9番20号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、市民並びに社会教育団体

やボランティア団体をはじめとする非営利民間活動団体に対して、公益活動の健全な発展とPRおよび地域経済の活性化を支援する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間
平成30年7月25日から平成30年

8月24日まで

(2) 縦覧に供する場所
福井県総合政策部ふるさと県民局女性

活躍推進課ふくい県民活動・ボランティア

アセンター内

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月3日

福井県知事 西川 一誠

- 申請のあった年月日
平成30年7月25日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称
特定非営利活動法人恐竜のまち勝山応援隊

(2) 代表者の氏名
川尻 進

(3) 主たる事務所の所在地
福井県勝山市旭町2丁目4番28号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、地域住民、また来訪者に

対して、勝山市の自然と歴史、文化の素晴らしさをアピールし、まちづくりに関する企画立案や体験活動事業などを行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間
平成30年7月25日から平成30年

8月24日まで

(2) 縦覧に供する場所
福井県総合政策部ふるさと県民局女性

活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月3日

福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあった年月日
平成30年7月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人里豊夢わかさ

(2) 代表者の氏名

前田 勉

(3) 主たる事務所の所在地

福井県三方上中郡若狭町井ノ口第38号23番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、危機的な状況にある自然環境の保全・再生と生態系の維持を図り、子どもたちに将来にわたって環境を大切にすることを育む場と機会を提供する事業などを行い、地域住民との協働により地域の活性化・発展に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

平成30年7月25日から平成30年8月24日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

特定非営利活動促進法（平成10年法律第

7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月3日

福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあった年月日
平成30年7月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人はあもにい永平寺

(2) 代表者の氏名

川溝 弓子

(3) 主たる事務所の所在地

福井県吉田郡永平寺町松岡神明第1号128番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、重症心身障害児者に対して、住み慣れた地域での生活を実現するため、障害児通所支援事業、障害者福祉サービス事業を行い、生涯にわたり豊かな学びがあり安心して生活できる場の提供、社会福祉への貢献、さらに地域への理解・啓発を図りながら豊かな共生社会の実現に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

平成30年7月25日から平成30年8月24日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

特定非営利活動促進法（平成10年法律第

7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月3日

福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあった年月日
平成30年7月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人坂井市障害者プラ

ン住民会議

(2) 代表者の氏名

酒井 敏光

(3) 主たる事務所の所在地

福井県坂井市丸岡町西里丸岡10号18番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、坂井市における総合的な障害者福祉を実現するための障害者プラズン、住民・行政・企業が連携して推進することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

平成30年7月25日から平成30年8月24日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のと

おり公示する。

平成30年8月3日

福井県知事 西川 一誠

1 測量計画機関の名称

国土地理院

2 作業の種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

3 作業の期間

平成30年9月14日から平成31年3月31日まで

4 作業の地域

福井市、大野市、勝山市および池田町

測量法（昭和24年法律第188号）第3

9条において準用する同法第14条第1項の規定により、福井市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年8月3日

福井県知事 西川 一誠

1 測量計画機関の名称

福井市

2 作業の種類

公共測量（航空写真測量）

3 作業の期間

平成30年8月3日から平成31年2月28日まで

4 作業の地域

福井市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、勝山市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年8月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(政党の支部)

(1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
平成30年6月29日	立憲民主党福井県連合	野田 富久	諏訪 信一	福井市中央1-3-5

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
平成30年5月29日	谷橋洋平後援会	谷橋 光秀	谷橋 共子	越前市若竹町8-15
平成30年6月20日	小林誠一後援会	塚谷 寛司	小林 誠一	福井市高木中央1-706
平成30年6月22日	政治結社日本義士隊	福島 忠史	福島 忠史	福井市つくし野1-120
平成30年6月22日	山本武志後援会	山本 武志	清水 達也	敦賀市砂流50-7-5

福井県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年8月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成29年12月25日	つじ健一郎後援会	辻 健一郎	代表者	辻 健一郎	塚村 周治

平成30年8月3日

福井県知事 西川 一誠

1 測量計画機関の名称

勝山市

2 作業の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

3 作業の期間

平成29年11月24日から平成30年3月31日まで

4 作業の地域

勝山市一円

測量法（昭和24年法律第188号）第3

9条において準用する同法第14条第2項の規定により、敦賀市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年8月3日

福井県知事 西川 一誠

1 測量計画機関の名称

敦賀市

2 作業の種類

公共測量（道路台帳図作成）

3 作業の期間

平成30年3月5日から平成30年3月30日まで

4 作業の地域

敦賀市一円

福井県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 5月15日	建井会	坂川 進	会計責任者	塚村 周治	辻 健一郎
平成30年 5月28日	自由民主党福井県 石油販売業支部	田中 敏夫	代表者	田中 敏夫	山本 一雄
平成30年 5月28日	福井県石油政治連 盟	田中 敏夫	代表者	田中 敏夫	山本 一雄
平成30年 5月29日	福井県農政連二州 支部	増田 貞雄	代表者	増田 貞雄	角田 亨
平成30年 5月29日	福井県農政連若狭 支部	幸池 享	代表者	幸池 享	松岡 茂夫
平成30年 6月4日	自由民主党福井県 農業支部	北島 友嗣	代表者	北島 友嗣	山田 俊臣
平成30年 6月22日	池田英之助後援会	小畑 泰伯	名称	池田英之助後援会	池田ひでゆき後援会
平成30年 6月25日	稲田朋美麻生津地 区後援会	峯田 信一	主たる事務 所の所在地	福井市浅水町14-23	福井市真木町128-36
平成30年 6月25日	積善会	山田 芳也	代表者	峯田 信一	三崎 絹
平成30年 7月11日	さかい秀和を育て る会	酒井 英俊	主たる事務 所の所在地	吉田郡永平寺町谷口12-13	吉田郡永平寺町谷口11-54
平成30年 7月3日	さかい秀和を育て る会	酒井 英俊	主たる事務 所の所在地	吉田郡永平寺町谷口11-54	吉田郡永平寺町谷口12-13

福井県選挙管理委員会告示第71号
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体

の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年8月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
平成29年6月30日	山川豊後援会	山川 豊
平成30年3月1日	つじ健一郎後援会	辻 健一郎
平成30年5月7日	希望の党福井県衆議院第2選挙区支部	斉木 武志

福井県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年8月3日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指定年月日	資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
平成30年6月22日	山本 武志	敦賀市議会議員	山本武志後援会	敦賀市砂流50-7-5

福井県選挙管理委員会告示第七十三号

公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年八月三日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示

公職選挙運動管理規程（昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十五号）の一部を次

のように改正する。

第三十一条第一項中「知事の選挙の候補者」を「県の選挙の候補者」に改め、「第百六十八条第一項」の下に「または福井県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成二十九年福井県条例第二十二号。以下この章において「選挙公報条例」という。）第三十一条第一項を加え、同条第二項中「期間内」の下に「または選挙公報条例第三条第一項に規定する期日」を加える。

第三十三条第二項中「期間経過後」を「期間または選挙公報条例第三条第一項に規定する期日の経過後」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成三十年八月三日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の公職選挙運動管理規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される県の議会の議員の一般選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成三十年八月三日印
平成三十年八月三日発

刷 行

発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
印刷人 千九一〇一〇八五八 福井県福井市手寄一丁目十五-二十七 株竹下印刷所 ☎22222番